

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第2回勉強会の概要

日 時 平成21年8月22日(土) 午後1時30分～5時15分

会 場 庁舎4階 特別大会議室

出席委員 飯島、五十嵐、内山、神田、日下、櫻井、佐々木、利根川、橋本、平田、
(敬称略) 藤巻、松井、金子、広辺、吉野

学識経験者 牛山教授

町職員(事務局)等

折原、鈴木、岩楯、新井、山岸、高山

配布資料 別添のとおり ※講義のレジュメについては町民活動推進課で配布しております。

1 本日の内容

- (1) 勉強会(牛山教授による講義「自治基本条例制定に向けた論点整理」)
- (2) 情報交換会(各委員が「これからのまちづくりへの想い」を語る。)

2 講義の内容

- (1) 地方自治の意義について確認した。
- (2) 自治体における基本的なルールを市民・行政(議会も含む)の合意の上で決めたものが自治基本条例である。
- (3) 自治基本条例は理念条例ではなく、自治基本条例を制定する過程で、市民・行政の自治意識が芽生え、市民の意識改革をもたらし、行政(議会も含む)を見直すきっかけとなるため、市民参加や協働が促進される。

3 質疑応答

- (1) 町の広報紙も十分に読まれているとはいいがたい。どのように住民の意見を取り入れていくのか。
→ 町ホームページへの情報掲載、パブリックコメント等の方法で住民の意見を取り入れていく。なお、町内の45行政区長で構成される白岡町行政区長会の自主活動でも今年度は自治基本条例をテーマに取り上げる。
- (2) 条例に罰則を設けないとただの理念条例になってしまわないか。
→ 自治基本条例は「自治体の憲法」とも呼ばれ、自治体の最高規範となる。既存・新規条例もこの条例の趣旨に合うよう変えていく必要がある。行政にとって強制力を持った条例と言える。
- (3) この条例を制定することで何が変わるのか。
→ この条例は自治体の最高法規であり、制定後は町の政策決定にも影響を与える。
- (4) この条例に「政策」をどこまで盛り込むか。
→ 個別の政策をどこまで含むかは、自治体の実情により異なる。
- (5) 条例をつくる過程が重要なのか。
→ つくる過程はもちろん、条例自体も重要である。住民の理解を十分に得られないまま条例をつくることはできない。

4 次回の日程

9月6日(日) 午後1時30分から、特別大会議室で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例
（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第2回勉強会



日 時 平成21年8月22日（土）
午後1時35分～5時
場 所 庁舎4階 特別大会議室

白岡町 町民活動推進課

「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」勉強会
実施要領

1 名 称

「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会」勉強会

2 テーマ

「なぜ今、自治基本条例か」（２回目）

3 趣 旨

町では、皆さんのさまざまな白岡町に対する“想い”を、これからの新しい「まちづくり」の中に活かしていくためには、皆さんと協働して「まちづくり」に取り組むことが、何より必要ではないかと考えています。

そこで、皆さんと「まちづくり」って何？どうしたら“想い”が「まちづくり」につながるの？を「かたち（ルールとして定めること。）」にするため、「自治体の憲法」といわれている「(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」の制定に向けた取組をスタートさせました。

この勉強会は、皆さんがこれから取り組む（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」の制定に当たり、条例の意義や内容について、より理解を深めていただくために開催するものです。

4 日 時

平成 21 年 8 月 22 日（土） 午後 1 時 30 分～5 時

5 内 容

(1) 「勉強会Ⅰ」

テーマ 「なぜ今、自治基本条例か」（２回目）

～ 住民・議会・行政の仕組みと役割、自治会や地域コミュニティの将来像、市民活動の可能性 ～

講 師 明治大学 政治経済学部 教授 牛山 久仁彦 氏

(2) 「勉強会Ⅱ」

ア 勉強会Ⅰについての質疑等

イ 情報交換会

テーマ 「これからのまちづくりへの想い」

内 容 各委員のレポート発表と情報交換を行います。

6 場 所

白岡町役場庁舎 4 階 特別大会議室

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第2回勉強会

1 日 時 平成21年8月22日（土） 午後1時30分～5時

2 場 所 町役場4階 特別大会議室

3 勉強会の目的

皆さんがこれから取り組む「（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）」の制定に当たり、条例の意義や内容について、より理解を深めるために実施するものです。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:35 (5分)	本日の進め方について
13:35～14:45 (70分)	勉強会Ⅰ テーマ 「なぜ今、自治基本条例か」（第2回目） ～ 住民・議会・行政の仕組みと役割、自治会や地域コミュニティの将来像、市民活動の可能性 ～ 講 師 明治大学政治経済学部教授 牛山 久仁彦 氏
14:45～15:00 (15分)	休憩
15:00～16:45 (前半45分) (休憩15分) (後半45分)	勉強会Ⅱ 1 勉強会Ⅰについての質疑等 2 情報交換会 テーマ 「これからのまちづくりへの想い」 内 容 各委員のレポート発表と情報交換を行い、つくる会全体として共有します。
16:45～17:00 (15分)	今後の進め方等について 1 各委員のレポート発表と情報交換を踏まえて 2 第3回勉強会について
17:00	閉会